主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実

控訴代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人は、控訴人に対し金二〇〇万円およびこれに対する昭和三七年一〇月九日以降完済まで年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実および法律上主張ならびに証拠の提出、援用、認否は、次のとおり訂正、付加するほか、原判決の事実欄に記載のとおりであるから、これを引用する。

(被控訴人の主張)

訴外Bより控訴人に対する本件退職金債権譲渡の通知が、昭和三七年一〇月八日被控訴人に到達したことは認める。

(証拠関係)

被控訴代理人は、乙第四、五、六号証を提出し、当審証人Aの証言を援用し、控訴代理人は、当審の控訴本人尋問の結果を援用し、右乙号各証の成立を認めた。

理 由

本訴請求原因たる事実の要旨は、訴外Aは同人が被控訴人公社を退職するに際し同人に給付さるべき国家公務員等退職手当法にもとずく退職金の債権を昭和三七年四月七日訴外Bに譲渡し、同人はこれを更に同年八月一五日控訴人に譲渡したところ、訴外Aは同年五月一九日被控訴人公社を退職したから、控訴人は被控訴人に対しその支払を求めるというのである。

〈要旨第一〉しかし、同法に定める退職金は国家公務員等の退職に際し国家その他 の使用者から給付される過去の勤労に〈/要旨第一〉対する報酬たる性質を有し、一種 の後払い賃金たる性格を帯びるものであるから、その支払については労働基〈要旨第 二〉準法第二四条第一項本文の適用があり、したがつて、控訴人の主張のとおりとす るも、その退職金は直接A</要旨第二>Aに支払わなければならないものであつて、 被控訴人は控訴人に対しこれを支払うことができず、控訴人もまた被控訴人に対してその支払を求めることができないものといわなければならない。もとより、退職金(賃金)債権もその譲渡性を否定されていると認むべき根拠はないから、控訴人 が真実Bを経てAからその退職金債権を譲り受けたものであるときは、その権利者 は控訴人であつてAではない。しかし、それにもかかわらず、控訴人は被控訴人に 対してその支払を求めることができないのである。すなわち、この場合は実体上の 権利とその取立権能とが分離し、労働者は賃金債権の譲渡後もなお、その取立権能 を保有するものと解すべきである。実体上の権利と取立権能とが分離して帰属することは、決して稀有の例ではない。たとえば、債権者と債権の質権者、債権者と取立命令をえた差押債権者の関係などは皆この例に属する。賃金債権の譲渡当事者の 関係もこれと同様に解すべきである。これに反し、譲渡後の労働者に退職金の取立 権を否定するときは、譲受人にその取立権を認めることにより労働基準法第二四条 第一項本文に違反する結果を容認するか、退職金債権を行使しうる者の存在を否定 せざるをえないこととなるであろう。いずれにせよ、その不合理なるは明らかであ ると信ずる。それ故に、退職金債権を譲り受けた場合でも、譲受人は労働者を介し 間接にその支払を受けるほかに方法はなく使用者に対し直接にその支払を請求する 術はないものと解すべきである。

してみると、本件退職金債権を譲り受けたことを理由として被控訴人に対しその支払を求める本訴請求は、それ自体失当としてこれを排斥するのほかはなく、原判決がその理由を異にするが、これを排斥した結論は結局正当に帰するから、民訴第三八四条、第九五条、第八九条により主文のとおり判決する次第である。

(裁判長裁判官 谷部茂吉 裁判官 浅賀栄 判事 佐藤邦夫)